## 提出意見とこれに対する県の考え方

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	記載のある県の関係計画・諸施策も確認する	本パブリック・コメントは「山口県パブ
	べきであり、又県の他意見募集との期間重複も	リック・コメント実施要綱」に基づき実施
	あり、1ヶ月の期間設定は短いと感じます。	しました。
	資料再提示の上での期間の延長又は意見募集	いただいた御意見は、今後のパブリッ
	再実施を求めます。	ク・コメントを実施する際の参考とさせて
		いただきます。
2	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの	パブリック・コメントの実施について
	程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」	は、記者配布を行い、県ホームページに掲
	を判断する為にも、「県のホームページ=県行	載するとともに、新聞広告(10月25日の中
	政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」	国新聞及び山口新聞に掲載)により広報に
	では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう	努めました。
	広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒	いただいた御意見は、今後のパブリッ
	体、掲載日、大きさ)』に提示願います。	ク・コメントを実施する際の参考とさせて
		いただきます。
3	当件の内容は地域性の高いものとなっている	今後とも、パブリック・コメントや関係
	と考えます。	市町等との会議、説明会等により、広く住
	県民からの意見募集の他に、「過疎地域指定市	民の皆様の御意見を伺うよう努めてまい
	町」、当該市町と隣接する市町の住民・関係者か	ります。
	らの意見聞き取り等の実施を御願い致します。	
4	当案は「基本方針(案)」であり、『基本的事項』	
	の列記に止まる、と理解致します。具体的事項	
	や数値目標の決定の際には、再度意見募集・住	
	民関係者からの聞き取り等の実施を宜しく御願	
	い致します。	
5	「基本方針」を決定して以降のスケジュール、	県の方針策定後、この方針に基づき、県
	期間は平成28年度~平成32年度(2016年度~	及び関係市町が過疎地域自立促進計画を
	2020年度) と記載ありますものの、「具体的案件	作成し、この中に必要となる具体的施策を
	の検討決定時期とその方法」「基本方針記載内容	記載します。
	推進状況の評価時期と其の方法」「基本方針の見	施策の進捗状況を毎年度把握し、国の制
	直し等の実施時期と其の方法」等についての記	度や社会情勢に大きな変更があった場合
	載が見当たらず、「基本方針は決めたが何も進ま	には、必要に応じて方針を見直します。
	ず、進まない事の責任を取る人・部署も無い」	
	等と言う事に成りかねない気が致します。	
	この点どうお考えなのか明示願います。又可	
	能な範囲で基本方針に追記願います。	

「企業の誘致対策」の記載がありましたが、	本指針は、県及び関係市町が過疎対策を
当該地域内にて既に決定している、又は計画の	進める上での指針となるものであり、各分
ある企業・大型施設/設備等の進出・建設(又は	野における具体的な事業内容等について
撤退)について県が実施すべき施策(進出後の	は、本方針に基づき、県及び関係市町が作
支援、安全防災面その他) については当基本方	成する過疎地域自立促進計画に記載しま
針内でどの様に位置付けられるのでしょうか。	す。
また、それら施策の具体的内容の決定はいつ	なお、個別の事業内容等については、毎
どの様に実施されますでしょうか。	年度の予算編成の過程において十分検討
明示の上可能な範囲で基本方針に追記願いま	し決定してまいります。
す。	
全く同時期に『「山口県山村振興基本方針」	本方針は過疎地域自立促進特別措置法
(案) に対するパブリック・コメントの実施 (県	に基づき、過疎地域の自立促進に関する方
民意見の募集)』も実施されておりました。	針として県が定めるものです。
どちらも意見提出先は「山口県総合企画部中	策定に当たっては、山村振興法に基づく
山間地域づくり推進課地域づくり班」ですし、	「山口県山村振興基本方針」をはじめとす
対象地域(「振興山村」と「過疎地域指定市町」)	る、関連方針や計画等との整合性を図って
を比較しても振興山村のごく一部が過疎地域指	います。
定市町に入っていないだけ、と思われます。	
P9に「計画との整合性」「緒施策との連携」等の	
記載ありましたが、管轄部署が同一で対象地域	
がほぼ一緒であるなら、当『山口県過疎地域自	
立促進方針』に「山口県山村振興基本方針」を	
内包させた方が対応が取り易いと感じるのです	
が如何なものでしょうか。2つの「基本方針」	
を設定した理由を明示し、又可能な範囲で基本	
方針に追記願います。	
県と過疎地域の状況を比較する為の資料が表	御意見を踏まえ、図を追加しました。
で示されておりましたが、可能であれば見て分	
かりやすいグラフでの対比提示を宜しく御願い	
致します。	
数値資料については、表毎に出典を記載頂け	御意見を踏まえ、数値資料の出典を記載
ましたら幸いです。	しました。
可能であれば年次把握が誰でもし易いように	御意見を踏まえ、昭和には元号と西暦を
年代は元号制暦併記頂けましたら幸いです。	   表記し、分かりやすい表記に努めました。
	当該地域内にて既に決定している、又は計画のある企業・大型施設/設備等の進出・建設(又は撤退)について県が実施すべき施策(進出後の支援、安全防災面その他)については当基本方針内でどの様に位置付けられるのでしょうか。また、それら施策の具体的内容の決定はいつどの様に実施されますでしょうか。明示の上可能な範囲で基本方針に追記願います。  全く同時期に『「山口県山村振興基本方針」(案)に対するパブリック・コメントの実施(県民意見の募集)』も実施されておりました。どちらも意見提出先は「山口県総合企画部中山間地域づくり推進課地域づくり班」ですし、対象地域(「振興山村」と「過疎地域指定市町」)を比較しても振興山村のごく一部が過疎地域指定市町に入っていないだけ、と思われます。  P9に「計画との整合性」「緒施策との連携」等の記載ありましたが、管轄部署が同一で対象地域がほぼ一緒であるなら、当『山口県過疎地域自立促進方針』に「山口県山村振興基本方針」を内包させた方が対応が取り易いと感じるのですが如何なものでしょうか。2つの「基本方針」を設定した理由を明示し、又可能な範囲で基本方針に追記願います。  県と過疎地域の状況を比較する為の資料が表で示されておりましたが、可能であれば見て分かりやすいグラフでの対比提示を宜しく御願い致します。  数値資料については、表毎に出典を記載頂けましたら幸いです。 可能であれば年次把握が誰でもし易いように